

[事案 2022-237] 新契約無効請求

・令和5年9月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人らの誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年3月に契約した外貨建養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を減額時の返戻金を差し引いて返還してほしい。

- (1) 契約前に募集人から、資産を大きく増やせて倍になるといった誤説明があった。
- (2) 契約時に募集人2人から、2、3年保険料を払えば損はしないし、払済にできることがこの保険の良いところだという誤説明があり、払済を前提として募集していた。
- (3) 申立人は、契約後に募集人の1人から、2年間保険料を支払って払済にすれば50代で返戻率100パーセントを超えると説明され、そのように誤信していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約時に申立人の主張するような説明をしていないし、証拠書類からは2年経過時の払済について説明した記載は確認できない。また、申込日に電話オペレーターが契約意思確認をした際、申立人から、保険料払込期間が65歳までであること、為替リスクの説明を募集人から受けたことの発言があった。
- (2) 募集人が契約後に誤説明を行ったとの主張については、当社を退職した後のことであり、当社は責任を負わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の説明状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。